

議案第277号

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案

大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。  
幼稚園の表中大阪市立堀川幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成25年11月 19 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

堀川幼稚園を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(傍線は削除)

大阪市立学校設置条例（抄）

本市に幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

幼稚園

| 名 称              | 位 置                  |
|------------------|----------------------|
| 省                | 略                    |
| <u>大阪市立堀川幼稚園</u> | <u>大阪市北区東天満 2 丁目</u> |
| 省                | 略                    |
| 省                | 略                    |